

経済と経営 18-1 (1987. 6)

〈論 文〉

第 I 部

ホブズにおける・「契約 (Pact, Covenant)」、および、「自然権」、「自然法」、の諸概念の分析（第 I 章——第 XII 章）

鈴木秀勇

第IV章

本・第 I 部の前・第III章（つづき）。（『経済と経営』。17-3.）の・III——A, 14), 15); III——B, 8); III——C, 8); および, IV, において示したのは, “Lev.” Pt. I. Chap. XIII. に列挙されている・「各人にたいする・各人の戦争」の〈三つの・個別の原因〉が, すべて, この「戦争」の〈単一の・根本にある・共通の原因〉, すなわち, “Lev.” Pt. I. Chap. XIV. 冒頭の prg. 1. および prg. 2. に規定されている「自然に基づく権利」ないし「自然にしたがう権利」（「自然権」）に, 帰着する, ということであった。

本・第IV章は, これをうけて, 「自然権」が〈いかにして根拠づけられるか〉を, 分析の主題とするものである。

この分析は, 本稿・「まえおき・II」（『経済と経営』。16-3・4. 38~45）に略述されているため, 本・第IV章と「まえおき」との論述のあいだに, 若干の重複がある。寛恕を乞う次第である。

I

1) あらためて、ホブズによる・「自然に基づく権利 (THE RIGHT OF NATURE)」ないし「自然にしたがう権利 (Jūs Nātūrâle)」の規定にしたがいながら、「自然権」を形づくる〈全構成要素〉をあげるならば、それらは、「各人が」〔A・〕自分自身の自然 (his own Nature. L. nātūra súa. 「自分の自然」) にしたがうことを利用に*, 言いかえますと, 〔B・〕自分自身の生命 (his own life) を保存することを利用に**, 〔C・〕自分自身が意志する (will) とおりに (L. súō arbítriō. 「自分の意志のままに」), 〔D・〕自分自身の力を行使する (to use his own power. L. poténtiā súā ūtendī) 〔E・〕自由 (the Liderty. L. lîbertâs) のことありますし, そして, その帰結として, 〔各人が, 〔上記・B・〕 自分自身の生命を保存することを利用に〕, 〔F・〕自分自身の判断力と理性と (his own Judgement, and Reason) に照して, この目的〔上記・〔B〕の目的〕にとって, いちばん適合した手段 (the aptest means thereunto) である, と心に抱く事柄 (thing) であれば, 〔上記・〔C・〕自分自身が意志するとおりに〕, 〔G・〕どのような事柄をでも (any thing. L. illa ómnia. 「そういう事柄であれば, あらゆる事柄を」), 〔H・〕行なう (to do. L. fâciendī) 〔I・〕自由 のことあります。(Lev. Chap. XIV. E. prg. 1. p. 189; L. prg. 1. OL · III. p. 102)。

自由という語の・本来の表示内容にしたがいますと, 自由〔という語〕によって理解されておりますのは, 「各人」が「自分自身の力を行使する」こと, あるいは, 「どのような事柄をでも, 行なう」ことにたいして) 外部にある障害物 (externall Impediments) が遠くに離れていること (the absence), あります。これらの障害物は, 時として, ある人間が意志した事柄を行なう・その人間の力の一部を減少させることがあるであります。けれども, その人間が, 自分に残されている力を, 自分の判断力と理性とが自分に命ずるとおりに, 行使することを妨害することは, できないのです」(Lev. Chap. XIV. E. prg. 2. p. 189; L. prg. 2. OL · III. p. 102)。

(上記の・prg. 1. の訳文中、*を付した解釈、「…〔A・〕自分自身の自然にしたがうことを目的に」のE. 原文は，“for the preservation of his own Nature;”である。

このE. 原文を、しかし上述のように解した根拠は、L. 原文は、上記中* *を付した訳文が基づく叙述（E. 原文にしたがえば，“that is to say, of his own Life”;）を欠いており、上記の prg. 1. の初めから記せば，“Jūs nātūrāle est libertās, quam ūnusquisque potētiā sūā ad nātūrāe sūae cōservātiōnem sūō arbītriō ūtendī, …”（「自然にしたがう権利とは、各人が、自分自身の自然にしたがう目的で、自分自身の意志どおりに、自分自身の力を行使する自由でありますし、…」）となっているのみであるからである。

というのは。ホブズが〈政治哲学〉について少なからぬものを学んだことが明らかな・キケロ（Mārcus Tullius Cīcero, 106 B. C. – 43 B. C.）の“Dē Offīciis.”（『諸責務について』。通称『義務論』）は、とりわけ，Liber I. XXVIII. §. 98.（「第一編」・「第二十八章」。「第九十八節」）以下で、「あらゆる美しさ」と「いかなる種類の徳」であれ「徳」との根底にあるものとして、「適正（dēcūs）」をあげている。

この「適正」から発する「徳」は、〈社会性〉すなわち〈人間と人間との・平等な立場での融合〉をもたらすものであって、キケロは、かかる「徳」を、数多く示しているのであるが、たとえば、「一切の言行にあって自己を抑制すること（moderātio）」も、人間を〈社会性〉に導く「徳」の一つである。

しかし、〈社会性〉にかかわる「徳」としてキケロがもっとも明白に語るのは、「人間にたいする畏敬（reverēntia），ある・地位高き人物にたいしても、しからざる人々にたいしても〔差別なく表明されるべき〕畏敬」の「徳」について、その根拠を、「誰もが自らについて抱いている感情を無視すること〔畏敬の欠如〕は、たんに傲慢な人間（árrogāns）の態度であるにとどまらず、また、適正を失った・放埒な人間の態度でもあるのです」と述べる時にあり、また、「正義（iūstītia）」と「〔他の人間にたいする〕尊崇（verēcūndia）」

との二つの「徳」について、「正義の責任とは、他の人間を侵害することをしないこと (*nōn violâre*) でありますし、尊崇の責任とは、他の人間の感情を害することをしないこと (*nōn offéndere*) であるのです。そして、このところにこそ、適正の本質が、もっとも明白に現われているのです」と記す時にである (*Dē Officiis. Líber I. XXVIII. §§. 89–99. Loeb Classical Library. pp. 100–102*)。

さて、かかる・〈社会性〉を生む諸「徳」は、キケロにあっては、「自然 (*nātūra*) から指示されている」ものである (*op. cit. Loeb Classical Library. p. 100*)。

(本稿は、のちに、キケロがあげている・〈社会性〉にかかわる諸「徳」と、ホブズが、*“Lev.” Pt. I. Chap. XV.* で列挙する・〈社会性〉を命ずる・計十七の「自然法」との類似性を、吟味することになる)。

ところで、くりかえせば、「適正」に発して人間を〈社会性〉に導く諸「徳」で「自然から指示されている」ものを、キケロは、また「責務 (*officium*)」とも呼ぶ。

とすれば、キケロとしては、当然、つぎのように言うことになる。

「ところで、適正から導き出されてくる責務こそ、なによりもまず、つぎの道を辿っているものです。すなわち、その道とは、自然に合致することを目的とし、自然にしたがうことを、目的としている道なのです」 (*Líber I. XXVIII. §. 100. Loeb Classical Library. p. 102*)。

上記の「自然にしたがうことを目的としている」の原文が、“ad…cōseruātiōnem [que] nātūrae” であって、ホブズが前掲・*“Lev.” Chap. XIV. E. prg. 1.* の E. “for the preservation of his own Nature;” に相当する L. 原文として記しているのは、これなのである。

さらに、その上、本稿・第II部で分析した・ホブズにおける〈第三の「自然」概念〉からするならば、〔A・〕「自分自身の自然にしたがうことを目的に」することこそ、とりもなおさず、〔B・〕自分自身の生命を保存することを目的に」することにはかならない。

前掲の解釈の根拠は、以上のところにある)。

(つぎに、prg. 2. にあって、ホブズが、「自由という語の・本来の表示内容にしたがいますと」と述べているのは、“liberty”が由来する古典ラテン語“lībertās”的源である“līber”（本来は、形容詞）は、最初、〈貢納義務〔トイウ障害〕ヲマヌカレテイル〉、および、住居、居所について、〈近隣ノ居住者、ナイシ訪問者〔トイウ障害〕ヲマヌカレテイル〉の意で用いられたことを、指しているのである。

たとえば、“lībera cīvitās”（「貢納・賦役免除都市」）、“lībrī agrī”（「貢納・賦役免除所領」）；“lībera aedēs”（「来訪者ニヨツテ妨ゲラレヌ住居」。）、“līber lōcūs”（「近隣居住者ニヨツテ煩ワサラレヌ居所」）等々、である)。

(また、「外部にある障害物」と限定されているのは、もし〈内部にある障害物〉であれば、それは、〈行使する力〉の、あるいは、〈どのような事柄をでも、行なう力〉の、〈薄弱、ないし欠如〉のことであり、根元からいえば、ホブズにあっての〈第三の「自然」概念〉が含むところの・「自然」が「各人」にたいし「平等」に下している〈三つの行動命令〉（本稿・第II部・第III章。『教養部紀要』。第29号。）を遂行しうる力の〈薄弱、ないし欠如〉を意味するものである。

したがって、かかる〈内部にある障害物〉が、「各人」が「自分自身の力を行使する」こと、あるいは、「どのような事柄をでも、行なう」ことから「遠くに離れている」ことは、もとより、ありえない事柄である。

してみれば、〈内部にある障害物〉があれば、「各人」は、〈三つの行動命令〉を発している「自分自身の自然にしたがう目的で」、「自分自身の意志のとおりに、自分自身の力を行使する」ことが〈不可能〉となり、ないしは、「どのような事柄をでも、行なう」ことが〈不可能〉となるのであって、このことは、「各人」の・かかる「自由」としての「自然権」が成立しえないことを、意味するからである)。

(なお、“absence. L. abséntia”は、〈不在〉の意ではない。これは、abesse

(不定詞。ab+esse.すなわち, ab <離レテ>+esse <存在スル>)に由来する名詞であって、それゆえ、<遠クニ離レテイル>を意味する)。

(そして、<遠クニ離レテイルコト>という表現は、上見の「自分自身の力を行使する」こと、ないしは、「…心に抱く事柄」を「行なう」ことにとって、一つには、これを<制圧>する「国家」(「外部にある障害物」)が<遠くに離れている>ことを表示するものであり、二つには、同じ・上見の事柄が、本・Chap. XIV. prg. 3.に規定される・一つの「自然法」によって<禁止されてはいない>ことを、意味するものである)。

(ただし、上掲の prg. 2. の後半、くりかえせば、「これらの障害物は、時として、ある人間が意志した事柄を行なう・その人間の力の一部を減少させることがあるであります。けれども、その人間が、自分に残されている力を、自分の判断力と理性とが自分に命ずるとおりに、行使することを妨害することは、できないのです」についていえば、この叙述の前半部分は、ホブズが読者に、「障害物」が、「人間」の「力の一部」であれ、それを「減少させる」場合には、すでに、「自然権」の<本質要素>たる「自由」は、存在しないのである、と解釈させるために、記されたものである、と想定することができるにせよ、後半部分は、「その人間が、自分に残されている力を、自分の判断力と理性とが、自分に命ずるとおりに(according as his judgement, and reason shall dictate to him), 行使することを妨害することは、できないのです」という内容である以上、「障害物」が<現在>していても、「自由」は<妨害されることとは、ありえない>、ということを意味するものであり、すなわち、ホブズが好む用語をもってすれば、「背理」を語っていることになる。

おそらく、この理由からであろう、L. では、prg. 2. から、「これらの障害物は、…」以下の・E. の後半の叙述を、すべて削除している)。

2) さて、前見の・「自然権」の<全構成要素>のうち、まず、〔C〕の要素に含まれる「意志」について言えば、本・第I部・第III章(つづき)。III—A, 15), d), i) (『経済と経営』。17—4.)に見たとおり、ホブズは、「意

志」とは、「秤量」をへた「最後の欲求、ないしは、〔最後の〕嫌惡で、行動することに直結するもの、あるいは、行動しないこと〔という行動〕に直結するもの」とするのであって、それゆえ、「意志」は、根元にあっては「情念」であり、すなわち、「自分自身の力を行使する」という「行動」の「原動力」として、「各人」の「自分自身の生命の保存」にたいする「欲求」（「欲望」）（もとより、この「欲求」は、〈死にたいする嫌惡〉ないし〈死にたいする恐怖〉と同一の意味をもつ）たる「意志」である。

そして、それゆえ、この「意志」が、「自分自身の生命の保存」を「各人」の「目的」（〔B〕）たらしめるのであるが、のちに見るにおり、〔B〕の要素は、本稿・第II部・第III章、X), M) (『教養部紀要』。第29号.) に述べたとおり、「各人」の「生命の保存」にたいする・「自然」の「意志」に「したがう」（〔A〕の要素）ことによって、成立するのである。

3) つぎに、〔C〕の要素、すなわち、「自分自身が意志するとおりに」の「とおりに (as)」は、すでに、〔D〕と〔E〕との両要素の〈結合〉が、言いかえれば、「自分自身の力を行使する」という「行動」の「自由」が、前提されていることを、表現しているものにほかならない。

なぜなら、「意志」そのものは、人間がいかなる情況のものにあろうとも、常に「自由」であり、したがって、「意志の自由」を言うのは、〈同義反覆〉であるし、また、「意志の不自由」を語るのは、「矛盾」・「背理」である。したがって、この「とおりに」は、「意志の自由」を表示するものではないからである。

こうして、「自分自身の意志のとおりに」とは、「自分自身の力を行使する」という「行動」の「自由」が前提されていることを示しているものであって、したがって、上の「自由」（〔E〕）の要素が〈帰結〉するまでは、〔C〕の要素は、いまだ〔C'〕の要素（〈自分自身の意志にしたがって〉）に、とどまるのであり、そして、それゆえ、〔D〕の要素は、〔C'〕の要素と〈結合〉しているにとどまる。

4) しかしながら、「自然権」が「各人にたいする・各人の戦争」の〈单一の・根本にある・共通の原因〉となりうる上に重要であるのは、〈自分自身の意志にしたがって〉 ([C']) であるにせよ、それが〔D〕と〈結合〉していることである。

なぜなら、「自分自身の力を行使する」こと ([D]) は、[C']との〈結合〉によって、前見・1) のように、(“Lev.” Pt. I. Chap. VI. に言われる)「意志に発する運動 (Voluntary Motion)」、すなわち「行動」の一つとなるのであり、

そして、「各人」の「自分自身の生命の保存」を「目的」とする・この「行動」としての「自分自身の力を行使する」ことが、——「自由」([E]) が〈帰結〉する時に——、あの「戦争」の〈单一の・根本にある・共通の原因〉たる「自然権」として成立するからである。

5) ところで、本・第I部・第III章 (つづき)。III —— A, 11), その他に記したように、「情念」のみを「原動力」として〈行動〉する人間は、〈行動の仕方〉について〈盲目〉である。

その〈盲目〉とは、本・第I部・第II章。E) (『経済と経営』。17—2.) に知ったところからすれば、〈「自分自身の生命の保存」という「目的」にたいする・「手段」の〈適合性〉〉の〈判断〉の〈厳格〉・「敏速」；「非凡」すなわち「賢さ」の欠落である。

しかるに、第I部・第II章。F) に記したとおり、「自然」が「各人」にたいして発する〈第二の行動命令〉(「自分自身の生命の保存」に、諸「手段」を〈適合させよ〉)のもとにあってこそ、上記の〈適合性〉を〈判断〉する力・「思考力」・〈理性能力〉が、もっとも完全に上記の「賢さ」を「生む」。

すなわち、「各人」が「自分自身の生命の保存」を「目的」とする時に初めて、「判断力」を伴う「理性」が働き出て、上記の「目的」に「もっとも適合した手段」を「思考」することが、〈必然〉となる。

そして、その「もっとも適合した手段」である「事柄」([F]) の要素を「行

なう」([H] の要素) が、「各人」の〈行動の仕方〉なのである。

こうして、「自分自身の生命の保存」にたいする「欲求」ないし「意志」のみを〈行動〉の「原動力」とする「各人」も、「判断力」を含む「理性」から、〈行動の仕方〉を〈教示〉され〈指示〉されて、もはや〈盲目〉ではない。

ホブズが、「自然権」の〈構成要素〉のうちに、上見〔F〕、〔G〕、〔H〕を加えた根拠は、まさに、このところにある。

6) このようにして、「自然権」の規定は、「各人」が、「自分自身の生命を保存することを目的に」、「自分自身が意志するとおりに、自分自身の力を行使する」という・〈行動〉の「自由」から、さらに〈構成要素〉を豊かにされて、「各人」が、「自分自身の判断力と理性とに照らして」、「この目的にとつて、いちばん適合した手段である」と心に抱く事柄であれば、どのような事柄をでも、行なう」という・〈行動の仕方〉の「自由」に、展開した。

7) しかしながら、〔G・〕「どのような事柄をでも」〔H・〕「行なう」は、いうまでもなく、「自分自身が意志するとおりに、自分自身の力を行使する」ことと同一の意味である。

してみれば、「どのような事柄をでも」([G]) の要素は、「自分自身の意志のとおりに」([C]) とひとしく、(前見の「目的」にとって、「いちばん適合した手段である、と心に抱く事柄」([F]) を「行なう」([H])) ことの「自由」([I]) が、すでに成立していることを前提としているものである。

これゆえ、「自由」の要素が〈帰結〉するまでは、〔G〕は、いまだ〔G'〕(〈どのような事柄を〉) にとどまらざるをえない。

そして、前出・3) に述べたのとひとしく、「自然権」が「各人にたいする・各人の戦争」の〈单一の・根本にある・共通の原因〉になる上に重要なのは、〔G'〕であれ、それと〔H〕との〈結合〉である。

すなわち、「各人」が、「自分自身の生命の保存を目的に」([B])、しかし、〈自分自身の意志にしたがって〉([C']) と、「自分自身の力を行使する」([D]) という「行動」との要素の〈結合〉に、さらに「自由」([E]) の要

素が加わって、〔C'〕が「自分自身の意志のとおりに」(〔C〕)となる時、

そして、「各人」が、「自分自身の判断力と理性とに照して、この目的にとつて、いちばん適合した手段である」と心に抱く事柄であれば」(〔F〕)，〈そのような事柄を〉((〔G'〕))を、「行なう」(〔H〕)という、要素の〈結合〉としての〈行動の仕方〉に、「自由」(〔I〕)の要素が加わって、「どのような事柄をでも」(〔G〕)となる時、

「自然権」は、〈全構成要素〉をそなえて、「各人にたいする・各人の戦争」の〈单一の・根本にある・共通の原因〉となるのである。

II

ところで、「自然権」の〈全構成要素〉のうち、「自由」の要素が〈帰結〉する〈以前〉のものは、それぞれ、どのようにして、〈成立〉し、ないしは〈帰結〉するのであるか。

「自然権」の〈本質要素〉たる「自由」の要素については、後にその点を吟味することにして、他の諸要素について、まず、分析しなくてはならない。

1) まず、〔A〕の要素・「各人が、自分自身の自然にしたがうこと」を目的に」について言えば、この要素は、すでに知られているところの・「各人」にたいして「平等」に、そして、ほとんど〈必然に〉、〈三つの行動命令〉(〈第一の行動命令〉は、〈自らの生命の保存を、力の及ぶ限り、はかれ〉であり、〈第二の行動命令〉は、〈自らの生命の保存に、諸手段を、適合させよ〉であり、〈第三の行動命令〉は、〈自らの生命の保存を、自然が適合させている諸手段を用いて、実現させよ〉である)を下している・その「自然」から、あるいは、むしろ、「自然」の・この〈三つの行動命令〉に、それらが〈必然〉の〈命令〉であり「自然」の「意志」であるがゆえに、「各人」が〈したがわざるをえない〉ところから、〈帰結〉する。

2) つぎに、〔B〕の要素・「各人が、自分自身の生命を保存すること」を目

的に」は、〔A〕に含まれる・「自然」の発する〈第一の行動命令〉に、「各人」が〈したがわざるをえない〉がゆえに「したがうこと」から、〈帰結〉する。

3) そして、すでに見たとおり、「自分自身の生命を保存する」「欲求」ないし「意志」を「各人」は抱くのであるが、かかる内容をもつ〈自分自身の意志にしたがって〉(〔C'〕)と「自分自身の力を行使する」(〔D〕)こととの両要素の〈結合〉は、「自然」が下す〈第二の行動命令〉から、〈帰結〉する。

なぜなら、「自分自身の生命を保存する」ことが、「各人」の「欲求」・「意志」の対象として、「目的」である以上、こうした内容の〈自分自身の意志にしたがって〉「自分自身の力を行使する」という「行動」は、〈自らの生命の保存に、諸手段を適合させよ〉という〈第二の行動命令〉に含まれている〈諸手段〉の一つであるからである。「自分自身の力の行使」としての「行動」を〈手段〉とすることなくしては、上記の「目的」は成就されないのである。

4) さらに、〔F〕および〔G'〕と〔H〕との両要素の〈結合〉——くりかえせば、「各人」が、「自分自身の判断力と理性とに照らして、この目的にとつて、いちばん適合した手段である」と心に抱く事柄であれば、(〔F〕),〈そのような事柄を〉(〔G'〕),「行なう」(〔H〕)——もまた、「自然」が発する〈第二の行動命令〉から、〈帰結〉する。

なぜなら、これもすでに知ったところからすれば、〔B〕の要素たる「目的」こそ、〈厳格〉・「敏速」・「非凡」な・〈目的にたいする・手段の適合性〉の〈判断〉を下す〈理性能力〉たる「賢さ」を、もっとも完全に「生む」のであって、その「賢さ」が、「あの目的にとって、いちばん適合した手段」の〈思考〉であり、そして、かかる〈思考〉に導かれた〈行動の仕方〉(〈そのような事柄を〉,「行なう」)もまた、上記の「目的」に〈適合〉した〈手段〉であって、それゆえ、〔F〕および〔G'〕と〔H〕との〈結合〉は、「各人」が「自然」の〈第二の行動命令〉に「したがっていること」に、ほかならないからである。

このようにして、「自由」の要素が〈帰結〉する〈以前〉の・「自然権」の（「自由」以外の）〈構成要素〉は、すべて、「自然」が「各人」にたいして「平等」に、かつ〈必然〉なものとして下している〈行動命令〉から、——本稿「まえおき・II」の表現をもってすれば——〈原基的自然法〉から、〈帰結〉するものである。

すなわち、「自然権」の「目的」（正しくは、「自然権」の〈本質要素〉である「自由」の「目的」、ないし「自然権」という「自由」の「目的」）が〈帰結〉する〈原基的自然法〉からは、また、「自然権」の（「自由」を除いた）〈構成要素〉のあらゆるものが、〈帰結〉するのである。

III

さて、「自然権」の〈本質要素〉でありながら残されてきている「自由」の要素は、本稿・「まえおき・II」に予示したとおり、*“Lev.” Chap. XIV. prg. 3.*に規定されている「自然法」（筆者が呼ぶ〈根源的自然法〉）から〈帰結〉するのであるが、その経緯をあらためて分析しなくてはならない。

1) まず、上記の「自然法」の規定についても、その要素とともに示せば、以下のとおりである。

「自然に基づく法 (LAW OF NATURE)」（自然にしたがう法 (*Lēx Nātūrālis*)〔自然法〕）とは、どれも、理性によって見いだされた・〔「自然」の〕一つの指示、ないしは、一つの・誰にもあてはまる〔「自然」の〕指図 (a Precept, or general Rule, found out by Reason) であります。この〔「指示」・「指図」である〕自然法によって、人間は、誰しも、〔X・〕自分の生命を破壊することになる事柄をすることを (to do), 禁止され (is forbidden), ないしは、〔Y・〕その・おなじもの〔自分の生命〕を保存する手段を減少させてしまう事柄をすることを、禁止されているのですし、また、〔Z・〕自分で考えて、自分の生命がいちばんよく保存されることができる事柄〔手段〕をとらないでおくこと (to omit) を、禁止されているのです」(傍点は、引用者。*Lev. Chap.*

XIV. E. prg. 3. p. 189; L. prg. 3. OL · III. p. 102).

3) a) すなわち、この prg. 3. に規定されている「自然法」は、その要素にしたがえば、上見の〔X〕, 〔Y〕, 〔Z〕の〈行動〉ならびに〈行動の仕方〉を、「各人」にたいして〈禁止している〉「指示」・「指図」である。

b) しかるに、「指示 (a Precept)」が由来する“práeceptum”も、「指図 (a Rule) の源である“régula”も、本来の語意からいえば、〈命令〉である。

c) それゆえ、上の「自然法」は、〔X〕, 〔Y〕, 〔Z〕の〈行動〉および〈行動の仕方〉を〈禁止している〉〈命令〉である。

4) a) ところで、この〈命令〉によって〈禁止されている〉〔X〕, 〔Y〕, 〔Z〕の〈行動〉と〈行動の仕方〉とが、その〈内容〉にしたがえば、あの・「自然」が「各人」に「平等」に下している〈三つの行動命令〉に〈反する〉ところの〈行動〉と〈行動の仕方〉とであることは、明らかである。

b) それゆえ、上の「自然法」は、「各人」が「自然」の〈三つの行動命令〉に〈したがわないこと〉を、〈禁止している〉〈命令〉である。

5) a) ところで、本章・前出・II, 1) に見たとおり、「自然」、ないし「自然」が発する〈三つの行動命令〉から、〈帰結〉するのは、「各人」がこの〈三つの行動命令〉に「したがうこと」である。

b) それゆえ、「自然」の〈三つの行動命令〉に〈したがわないこと〉を〈禁止している〉〈命令〉たる・上記の「自然法」は、「各人」を上の〈三つの行動命令〉に〈したがわしめる〉〈命令〉・「指示」・「指図」であり、すなわち、「各人」が「自然」の〈三つの行動命令〉に「したがうこと」を、自らの〈目的〉とするものであって、そして、この〈目的〉が、上の「自然法」にたいして〈論理的に先行する〉ものであることも、言うをまたない。

6) a) こうして、あの「自然法」に〈論理的に先行し〉、〈論理的に優位に立つ〉ものは、「自然」が「各人」に下している〈三つの行動命令〉であり、それゆえ、この「自然法」は、「自然」の〈三つの行動命令〉から、〈帰結〉するものである。

b) 言い方をかえれば、「自然」の〈三つの行動命令〉に「各人」が〈したがわないこと〉を〈禁止している〉〈命令〉である・この「自然法」は、実は、「各人」が「自然」の〈三つの行動命令〉に「したがうこと」を、自らに〈論理的に先行し、優位に立つ〉事柄であるとして、裏面から告げているものなのである。

7) a) ところで、「各人」は、この「自然法」という「禁止」の「指示」・「指図」によって、(すなわち、「自然」の〈三つの行動命令〉に〈したがわないこと〉の「禁止」を〈命令〉されていることによって)、「自然」の〈三つの行動命令〉に、〈したがわざるをえない〉ゆえに、「したがう」。

b) この「したがうこと」は、「禁止」の〈命令〉としての・上の「自然法」によるものである以上、時間的には、「自然法」に後続する事柄ではある。

c) しかしながら、前述のとおり、「自然」の〈三つの行動命令〉に〈したがわないこと〉を〈禁止している〉〈命令〉である「自然法」の〈目的〉は、「各人」が「自然」の〈三つの行動命令〉に「したがうこと」にある以上、「自然」の〈三つの行動命令〉は、上見の「自然法」にたいし、あくまでも、〈論理的に先行し、優位に立つ〉ことを、止めない。

8) こうして、くりかえせば、上の「自然法」は、「自然」が下す〈三つの行動命令〉から、〈帰結〉するものであり、ないしは、「各人」が「自分自身の自然にしたがうこと」から、〈帰結〉するのである。

こうして、筆者が〈原基的自然法〉と呼ぶものから、〈根源的自然法〉と名づけられるものが、〈帰結〉するのである。

9) この・〈帰結〉は、「理性」に担われているものであって、これを、ホブズは、「理性によって見いだされた」と表現するのである。

L.は、E.の「理性によって見いだされた (found out by Reason)」を、*“ratiōne excōgitāta”* (‘理性によって熟考された’、ないしは‘熟考によって見いだされた’)、としている。

その「熟考」とは、上記の「自然法」と〈原基的自然法〉との〈論理関係〉

の「熟考」であるはずである。

10) a) ところで、上の「自然法」が〈帰結〉するのは、「各人」が「自分自身の自然にしたがうこと」から、であるのであるから、この「自然法」という「指示」・「指図」、「禁止」の〈命令〉を発するのは、〈三つの行動命令〉を下す「自然」そのもの以外にない。

b) それゆえ、ホブズの規定を補えば、「自然法〔〈根源的自然法〉〕」とは、どれも、〈理性によって帰結せしめられた・「自然」の・一つの指示であり、ないしは、一つの・誰にもあてはまる・「自然」の指図であります〉となるはずである。

IV

1) ところで、上見の「自然法」(〈根源的自然法〉)が、「各人」が「自然」の〈三つの行動命令〉(〈原基的自然法〉)に「したがうこと」を、自らの〈目的〉とし、すなわち、自らに〈論理的に先行し、優位に立つ〉ものとしている、ということから、二つの事柄が、〈帰結〉する。

a) 一つは、「自然」の〈三つの行動命令〉に〈したがわない〉ところの〈行動〉と〈行動の仕方〉(前見の〔X〕, 〔Y〕, 〔Z〕)は、上の「自然法」によって「禁止されている」ものであり、

そして、「禁止されている」とは、当該の〈行動〉と〈行動の仕方〉との上に、「禁止」という「外部にある障害物」が重くのしかかっていることであるから、〔X〕, 〔Y〕, 〔Z〕の〈行動〉と〈行動の仕方〉とは、「自由」の中には、ない、ということである。

b) 二つには、イ) 〈禁止〉の〈命令〉たる〈根源的自然法〉に「したがうこと」は、この〈自然法〉の〈目的〉としての〈原基的自然法〉に「したがうこと」にはかならない。

ロ) 〈根源的自然法〉によって「禁止されている」のは、〈原基的自然法〉に〈したがわないこと〉のみであり、後者に「したがうこと」が「禁止」さ

れる」ことは、けっして、ありえない。

ハ) すなわち、〈根源的自然法〉に「したがうこと」にとっては、それゆえ、また、〈原基的自然法〉に「したがう」〈行動〉と〈行動の仕方〉とにとっては、「禁止」という「外部にある障害物は遠くに離れている」、すなわち、かかる〈行動〉と〈行動の仕方〉とは、「自由」の中にある、ということである。

シ) こうして、「自然権」の〈本質要素〉たる「自由」は、直接には〈根源的自然法〉から、しかし、根底にあっては〈原基的自然法〉から、〈帰結〉する。

ド) そしてまた、「自由」とは、——〈原基的自然法〉に〈したがわないこと〉という《否定》と、その・〈したがわないこと〉という《否定》を〈禁止している〉という《否定》を内容とする〈根源的自然法〉に「したがう」こと——すなわち、《否定》の《否定》から、〈帰結〉するのである。

V

1) 以上のようにして〈帰結〉した「自由」は、「各人」の〈行動〉と〈行動の仕方〉との「自由」であるから、この「自由」が〈帰結〉する時、

ア) 「自然権」の規定の前半について言えば、〔C'〕の要素（〈自分自身の意志にしたがって〉）と〔D〕の要素（「自分自身の力を行使する」という〈行動〉）との〈結合〉は、〔C〕の要素（「自分自身の意志のとおりに」）と〔D〕の要素との〈結合〉となり、

イ) 規定の後半について言えば、〔F〕の要素（「自分自身の判断力と理性とに照らして、この目的にとって、いちばん適合した手段である、と心に抱く事柄であれば」と〔G'〕の要素（〈そのような事柄を〉）と〔H〕の要素（「行なう」）との〈結合〉（〈行動の仕方〉）は、〔F〕と〔G〕の要素（「どのような事柄をでも」）と〔H〕の要素との〈結合〉となる。

そして、上のア) とイ) とが、「自然権」を、「各人にたいする・各人の戦争」の〈单一の・根本にある・共通の原因〉たらしめることは、すでに述べ

た。

2) そこで、「自然権」の〈全構成要素〉について言えば、
「自由」以外の〈構成要素〉は、すべて、直接に〈原基的自然法〉から、
〈帰結〉し、
「自由」の要素は、〈根源的自然法〉から、〈帰結〉し、その〈根源的自然
法〉は、〈原基的自然法〉から、〈帰結〉する。

3) それゆえ、——「自然権」は、「自然法」にたいして「優位に立つ」——
という立論は、成立しえない。

かかる立論は——ホブズにおける・〈第三の「自然」概念〉の分析から出
発して、「自然」が「各人」にたいして発している〈三つの行動命令〉を、ル
ソとともに「第一の・自然の法」(ないし〈原基的自然法〉)ととらえ、そこ
から、「自然権」の〈全構成要素〉のうち、「自由」を除く要素すべてを〈帰
結〉させ、さらに、*Lev.*" Chap. XIV. E. L. prg. 3. に示されている「自然
法」(〈根源的自然法〉)から、「自由」の要素を〈帰結〉させ、その〈根源的
自然法〉を、〈原基的自然法〉から〈帰結〉させる——という分析方法を欠
くところから生じた誤謬である。

4) 予めここで述べておけば、*Lev.*" Chap. XIV. E. L. prg. 4., 5. に示さ
れる「第一の・基本となる自然法」と「第二の〔自然〕法」(両者が「平和」
にとり、すなわち、「国家」の「産出」にとって、「適切な諸指示」と言われ
るものである)と、および、*Lev.*" Chap. XV. に列挙される・計十七の諸
「自然法」(「産出」された「国家」の内部にあって、「市民」の対内・対外の
「防衛」を〈手段〉に、〈生活の必需物・便宜物〉の〈労働による・豊饒な生
産〉と〈豊饒な享受〉とが行なわれる場としての「市民社会」を成立せしめ
る〈社会性〉を「指示」し〈教示〉する諸「自然法」)ともまた、〈根源的自
然法〉と〈原基的自然法〉とからの〈帰結〉である。

VI

1) a) 本・第I部・第II章。I, 5), 6) に見たとおり (『経済と経営』。17-2.), “Lev.” に言われる「各人にたいする・各人の戦争」の生起は、それの「原因」とともに、「原因」を〈制圧〉する「共同の力」としての「国家」が「存在しない」という〈條件〉とを、もつものであった。

b) したがって、「自然権」という「自由」、すなわち、「各人」が、「自分自身の生命を保存することを目的に、自分自身が意志するとおりに自分自身の力を行使する」という〈行動〉の「自由」と、そしてまた、「自分自身の判断力と理性とに照らして、この目的にとって、いちばん適合した手段である、と心に抱く事柄であれば、どのような事柄をでも、行なう」という〈行動の仕方〉の「自由」とは、本章・前述・IV, 8), および, V, b), ニ) のように、〈原基的自然法〉から〈帰結〉する〈根源的自然法〉(Chap. XIV. prg. 3. に規定されている「自然法」)からさらに〈帰結〉するものであり、言いかえれば、「理性によって見いだされた・〔「自然」の〕一つの指示、ないしは、一つの・誰にもあてはまる〔「自然」の〕指図」の内容たる・「禁止」に「したがうこと」であり、したがって、この「禁止」という「外部にある障害物」が、上記の「行動」と〈行動の仕方〉とともに、「遠くに離れていること」である上に、加えて、かかる「行動」と〈行動の仕方〉とを〈制圧〉する「国家」という「外部にある障害物」もまた、「遠くに離れていること」ことである。

c) あるとすれば、「自然権」という「自由」は、「各人」の・上見の「目的」のための「行動」と〈行動の仕方〉とがもつ〈絶対的恣意性〉であるにほかならない。

はたして、そのことは、Chap. XIV. E. L. prg. 4. で、こう言われている。
「さて、人間というものの身の上は、(先行の章 [Chap. XIII.] に明らかにされましたとおり)，各人にたいする・各人の戦争という身の上であります。

こうした境遇では、各人は、自分自身の理性によって導かれます〔「国家」による〈制圧〉なき情況のもとでは、「各人」が、「自分自身の判断力と理性とに照らして」、「自分自身の生命の保存」という「目的にとて、いちばん適合した手段である、と心に抱く事柄であれば」、「どのような事柄をでも、行なう」「自由」を、指す〕。それに、自分の生命を自分の敵の手から保存するさいに、各人が利用することができるものは、どれもみな、各人にとって助けになることができるものです〔〈制圧〉する「国家」が「存在しない」以上、ひとり「自然」のみが、「各人」にたいし、〈第二の行動命令〉（〈自らの生命の保存に、諸手段を適合させよ〉）を下すのみであり、かかる「自然」は、当然、「各人」の〈生命の保存に適合した諸手段〉を用意しているはずであって、それゆえ、これらの〈諸手段〉の「利用」は、「自然」の〈行動命令〉に「したがう」ものである以上、〈原基的自然法〉に「したがうこと」として、すべて、「各人」にとって〈有効〉である、の意〕。このところから帰結しますのは、こうした身の上にあっては、各人は、各物にたいして、あらゆる権利〔自然権〕をもつ、お互いの身体にたいしてさえ〔あらゆる権利〔自然権〕をもつ〕、ということであります（…in such a condition, every man has a Right to every thing ; even to one another's body. L. in conditiōne hōminum nātūrālī ómnium in ómnia jūs esse, ipsīs hōminum corpóribus nōn exceptīs. 「人間の・自然にしたがう身の上にありますては、あらゆる物にたいする権利〔自然権〕が、あらゆる人間にあるのでありますて、人間の身体そのものできえ例外ではないのです…」）（Lev. Chap. XIV. E. L. prg. 4. E. p. 190 ; OL · III. p. 103）。

d) そして、上見の・「各人」の〈絶対的恣意性〉こそが、「各人にたいする・各人の戦争」の〈单一の・根本にある・共通の原因〉の核心を、形づくる。

「ですから、各物にたいする・各人の・この・自然にしたがう権利がつづいているあいだは（as long as this natural Right of every man to every

thing endureth. L. Quamdiū… retinēbitur. 「…保持されるであろうあいだは」), どのような人間にとりましても, (その人間が, たとえ, どんなに力が強く, あるいは, どんなに知恵があるにしましても), 自然が通例, 人間に生きることを許している歳月を生きとおす保証は, ありえなのです」(loc. cit.)。

付記しておくならば, 「自分自身の判断力と理性とに照らして」, 「自分自身の生命の保存」という「目的にとって, いちばん適合した手段である, と心に抱く事柄であれば」, 「どのような事柄をでも, 行なう」「自由」が, 「自然権」である, とは, 「各人」の「自然権」は, 「各人」が, 上の「目的」へ向かって〈自分自身を導いていくためにもっている権利〉である, ということである。

本稿・第I部・後出・第VII章. I, g') に見る「国家」を「産出」する・「各人」の〈行動の仕方〉としての「契約」について語る“Lev.” Pt. II. OF COMMON-WEALTH. Chap. XVII. E. L. prg. 13. で, 「各人」が, 「各人の人格を代表する者」たる第三者〔「ひとりの人間, ないしは, 人々の・一つの集合体」〕に「自然権」を「委託スル」あるいは「移譲スル」という〈契約内容〉が記される時, 「自然権」が, 「私自身ニ導イテイクタメニ私ガモッティル権利」と表現されているのは, 上記の理由による (Lev. Pt. II. Chap. XVII. E. L. prg. 13. E. p. 227 ; L. OL · III. p. 105)。

(第IV章, 終り)

第V章

本章の主題は、前章に分析した・「各人にたいする・各人の戦争」の〈单一の・根本にある・共通の原因〉たる・「自然権」という・「各人」のもつ「自由」、ないし、「各人」の〈絶対的恣意性〉が支配する「身の上」から、「各人」が「脱け出」て、〈創出〉すべき「平和」の・〈二つ〉の〈内容〉のうち、ないしは、本・第I部・第I章。21), b) (『経済と経営』。17-1.), ならびに、第II章。7), a), b) (『経済と経営』。17-2.) に見た・「国家」の〈目的群〉のうち、〈第一〉のもの、すなわち、「人間たちを、外敵の侵略と、お互いの侵害とから、防衛する力量をもつ」ことを〈目的〉とする「国家」の「産出」を導く・〈二つ〉の「自然法」(「第一の・基本となる自然法」と「第二の〔自然〕法」とについてのみ、これらの「自然法」と〈原基的自然法〉ならびに〈根源的自然法〉との関係を、分析するところにある。

I

1) “*Lev.*” Chap. XIII. に挙示された・「各人にたいする・各人の戦争」の〈三つの・個別の原因〉が、すでに見たとおり、〈单一の・根本にある・共通の原因〉たる・「各人」の「自然権」という「自由」ないし〈絶対的恣意性〉に帰着する以上、〈三つの・個別の原因〉についての叙述を終ったホブズが告げる〈理論〉は、もとより、〈单一の・根本にある・共通の原因〉たる・「自然権」という「自由」、ないし〈絶対的恣意性〉に発する・上記の「戦争」にも、そのまま、妥当するはずである。

ところで、その〈理論〉は、以下のものである。

「さて、人間が、ひたすらな自然の手で今現在おかれている・惨めな身の上につきましては、以上で充分であります。もっとも、[この「惨めな身の上」にも]、そこから抜け出す・ある力 (possibility) が、つきまとっている (with)

のでありますまして、その力は、一つには、諸情念 (the Passions) でありますし、一つには、人間の理性 (his Reason) であります。(Lev. Chap. XIII. E. prg. 13. p. 188 ; L. prg. 12. OL · III. p. 102).

人間たちを平和 (Peace) に向かわせる諸情念は、死にたいする恐怖 (Feare of Death), 便宜・快適な生活をおくるのに必要不可欠な・そうした物にたいする欲望 (Desire of such things as are necessary to commodious living), および、自分たちの勤労 [労働] によって、そうした物を確保することができる、という見込み (a Hope by their Industry to obtain them), であります。ところで、理性は、平和にとって適切な諸指示 (convenient Articles of Peace) を勧告してくれる (suggesteth) のでありますまして、人間たちは、これらの諸指示にたいする同意 (agreement) へ引きずられていくことができるのです。これらの諸指示が、別名、自然に基づく諸法 (the laws of Nature. 「諸自然法」) と呼ばれるものであります。…」(Lev. Chap. XIII. E. prg. 14. p. 188 ; L. pog. 13. OL · III. p. 102)。

2) a) “Lev.” Chap. XIII. E. prg. 9. L. prg. 7. (「こうした戦争の・堪えられない諸点」) は、「各人にたいする・各人の戦争」が「各人」の上に齎らす「堪えられない」〈最大の「つらい」こと〉の〈一つの群〉として、「各人」の〈生活必需物・便宜物〉の〈勤労 (労働) による生産の停止〉と〈享受の停止〉とを、あげ、〈いま一つの群〉として、「^{ひこう}非業の死にたいする・果てることのない恐怖と、非業の死の・果てることのない危険と」を、示し、そして、後者と、前者による・「人間の生活」の「貧しさ」とを合して、「しかし、あらゆる事柄のうちで、いちばんつらいのは、非業の死にたいする・果てることのない恐怖と、非業の死の・果てることのない危険と、人間の生活が、孤独で、貧しく (poore), 穢らしく (nasty. L. indigna.), 野獸のように浅間しく (brutish. L. brûta.), そして、束の間のはかないものであることです」とまとめている (Lev. E. p. 186 ; L. OL · III. p. 100)。

b) すでに、本稿・第II部・第III章（『教養部紀要』。第29号。）で知った・ホブズの〈情念論〉からすれば、「各人、にたいする・各人の戦争」が意味する「死」は、〈必然に〉、それ自体「嫌悪」の対象であり、その上、「死にたいする恐怖」が含む「恐怖」は、「〔自分が〕嫌悪するものによって〔自分が〕傷けられる、という予測を伴った嫌悪」であり、「死の危険」とは、まさに、その「〔自分が〕嫌悪するものによって〔自分が〕傷けられる、という予測」を生むものである以上、上記の「戦争」即「死」にたいしては、〈必然に〉、二重の「嫌悪」を「各人」は抱き、そして、「生活の貧しさ」にたいしてもまた、〈必然に〉、「嫌悪」を抱く。このことは、ホブズの・上見の表現に、おのずから現われている。

c) しかしながら、これもすでに知ったとおり、「死」にたいする「嫌悪」は、〈必然に〉、「死」とは〈正反対のもの〉たる「自分自身の生命の保存」にたいする「欲求」（「欲望」）と同一の意味をもち、おなじく、「生活の貧しさ」にたいする「嫌悪」、ないしは、「生活の貧しさ」の原因たる〈生活の必需物・便宜物〉の〈労働による生産の停止〉と〈享受の停止〉とにたいする「嫌悪」は、これまた〈必然に〉、その〈反対物〉である〈生活の必需物・便宜物〉の〈労働による・豊饒な生産〉と〈豊饒な享受〉とにたいする「欲求」（「欲望」）と同一の意味をもつ。

d) このようにして、「各人にたいする・各人の戦争」という「惨めな身の上」が含む・「各人」にとって「堪えられない」〈最大の「つらい」こと〉の〈二つの群〉にたいする・〈二種類〉の内容の「嫌悪」から、「嫌悪」と「欲求」という・相反する「情念」の・しかし意味の同一性によって、逆に、一つには、「自分自身の生命の保存」にたいする「欲求」と、二つには、〈生活の必需物・便宜物〉の〈労働による・豊饒な生産〉と〈豊饒な享受〉にたいする「欲求」とが、〈必然に〉、生まれ出てくる。これは、一つの《弁証法的運動》である。

e) そして、この〈二種類〉の「欲求」を「原動力」として、それぞれの

「欲求」の〈対象〉「へ向かって前進する」・「各人」の「行動」が、あの「戦争」の「身の上」を「抜け出る」「力」の一つとなるのであり、とりもなおさず、「人間たちを平和に向かわせる」「力」、ないしは、〈人間たちに平和を創出させる〉「力」の一つとなるのである。

f) しかも、この「力」・「行動の原動力」としての・〈二種類〉の「欲求」という「諸情念」は、前述・d) のとおり、「各人にたいする・各人の戦争」という「惨めな身の上」から、〈必然に〉生まれ出てくるのである。

g) 上記・a), e), f) ——これが、ホブズによって、「もっとも、〔この・「惨めな身の上」にも〕、そこから抜け出す・ある力が、つきまとつていいのでありますとして、その力は、一つには、諸情念でありますし、…。

人間たちを平和に向かわせる諸情念は、死にたいする恐怖、便宜・快適な生活をおくるために必要不可欠な・そうした物にたいする欲望、および、自分たちの勤労〔労働〕によって、そうした物を確保することができる、という見込み、であります」と述べられている〈理論〉の根拠である。

(「見込み」とは、すでに知っているとおり、ホブズにあっては、「〔自分が欲求している対象を〕獲得することができる、という予測を伴っている欲求」のことであり、「欲求」の一様態にはかなならない)。

3) a) ところで、上見の〈理論〉を成立せしめるのは、〈原基的自然法〉以外のなものでもない。

その証左に、前述・2), a) - f) に見たとおり、「各人にたいする・各人の戦争」が「各人」の上に齎らす・「堪えられない」〈最大の「つらい」こと〉の〈二種類〉にたいする・それぞれの「嫌惡」を、〈二種類〉の「欲求」に転換させる《弁証法的運動》は、〈原基的自然法〉の力によるものにはかならないからである。

b) しかるに、「各人にたいする・各人の戦争」の〈单一の・根本にある・共通の原因〉たる・「各人」の「自然権」という「自由」は、すでに、前・第

IV章に分析したとおり、根源にあっては、〈原基的自然法〉から、〈帰結〉するものである。ないしは、〈原基的自然法〉である〈三つの行動命令〉を発する「自然」から、〈帰結〉するものである。

c) とするならば、上見の内容の〈理論〉が告げる・前記の《弁証法的運動》は、〈原基的自然法〉から〈帰結〉する・「各人」の「自然権」という「自由」が、〈原基的自然法〉、ないし上記の「自然」に、《矛盾》するに至ったことを、表示しているものである。

d) ホブズが、上述・a) - c) を含む・前見の〈理論〉を語らざるをえなかつたのは、「各人にたいする・各人の戦争」が、〈必然に〉、「平和」の〈創出〉、とりもなおさず、「国家」の「産出」に、転換する《弁証法的運動》を示すためであったのである。

e) そしてまた、「各人」の「自然権」という「自由」、ないしは〈絶対的恣意性〉が、「各人にたいする・各人の戦争」の〈单一の・根本にある・共通の原因〉として、「各人」を〈反社会的〉ならしめるものである以上、上の〈理論〉は、また、本稿・第I部・第III章(つづき)。II — A, 9), d) (『経済と経営』。17—4.) に述べたように、〈社会性〉、および、「各人」を〈社会性〉に導く「道徳上の諸徳」、ならびに、かかる〈社会性〉と「道徳上の諸徳」とを「指示」し「命令」する「諸自然法」が、「最高によいもの」であることの〈必然性〉を論証しうる前提でもあるのである。

4) ところで、「人間たちを平和に向かわせる諸情念」、すなわち、あの〈二種類〉の「欲求」は、その内容からすれば、明らかに、「人間たち」が「自然」の発する〈第一の行動命令〉と〈第二の行動命令〉とに、すなわち、〈原基的自然法〉の〈二つ〉の〈行動命令〉に「したがっていること」にほかならない。

5) そして、それゆえにこそ、〈創出〉されるべき「平和」の〈内容〉は、〈二つ〉であるのである。

このことは、ホブズが、「人間たちを平和に向かわせる諸情念」として、〈二

種類〉の「情念」をあげていることによって、裏づけられる。

さらにまた、この・「平和」の・〈二つ〉の〈内容〉が、「国家」の〈目的〉を〈二つ〉、あるいは〈二重〉たらしめるのである。

II

1) さて、くりかえして知ったとおり、「情念」は、「各人」を「行動」に駆り立てる「原動力」であるとはいへ、「各人」に、その「行動」の〈仕方〉を、〈教えるものではない〉。

これに反して、「理性」は、「行動」の「原動力」たりえないが、「情念」を「原動力」として「行動」する「各人」に、〈行動の仕方〉を「勧告」し〈教示〉し「指示」し、「指図」する。

2) それゆえ、すでに見たとおり、〈二種類〉の「欲求」が、「人間たちを平和に向かわせる」にしても、〈二つ〉の〈内容〉をもつ「平和」を「人間たち」が〈創出〉するには、ホブズの言うとおり、「理性」が、「平和にとって適切な諸指示を勧告してくれる」ことが、必要不可欠である。

3) ホブズにあっては、「これらの諸指示が、別名、自然に基づく諸法〔諸自然法〕」である。

4) これらの「諸自然法」は、〈原基的自然法〉からの〈帰結〉たる〈根源的自然法〉の・さらに〈帰結〉であり、しかも、〈原基的自然法〉と〈根源的自然法〉とは、いずれも、「自然」が「各人」にたいして「平等」に、しかも〈必然に〉下している〈命令〉であるのであるから（〈根源的自然法〉が、「理性によって見いだされた・〔「自然」の〕指示、あるいは、誰にでもあてはまる・〔「自然」の〕指図」と言われる・その〈普遍妥当性〉は、この〈平等性〉と〈必然性〉とに基づく），それゆえにこそ、「人間たちは、これらの諸指示にたいする同意へ引きづられていくことができる…」のであって、この「同意」が、「国家」を「産出」し、「市民社会」を成立せしめる〈社会性〉へ、「人間たち」を導いて、「平和」の〈二つ〉の〈内容〉を、成就させるのである。

III

1) さて、「各人」がもつ・「自然権」という「自由」、ないしは「各人」の〈絶対的恣意性〉が、「各人にたいする・各人の戦争」の〈单一の・根本にある・共通の原因〉であるとは、本・第I部・前・第IV章。VI. d) に見たとおり、上記のものが「つづいているあいだは、どのような人間にとりましても、(その人間が、たとえ、どんなに力が強く、あるいは、どんなに知恵があるにしても), 自然が通例、人間に生きることを許している歳月を生きとおす保証は、ありえないのです」ということであった。

2) 「各人」が〈原基的自然法〉に、とりわけ、「自然」が「各人」に下している〈第一の行動命令〉に、「したがうこと」を拒絶する・この事態に対抗して、「各人」の「自分自身の生命の保存」という・「平和」の〈内容〉の〈一つ〉を〈創出〉するのに「適切な諸指示」である「自然法」が、〈原基的自然法〉からの〈帰結〉である〈根源的自然法〉のうち、とりわけ、「自分で考えて、自分の生命がいちばんよく保存されることができる事柄〔手段〕をとらないでおくこと」を〈禁止している〉部分の・〔「自然」の〕「指示」、あるいは、「誰にでもあてはまる〔「自然」の〕指図」から、〈帰結〉せざるをえない。

3) はたして、ホブズは、こうして〈帰結〉する「自然法」を、二つの部分に分けて、つぎの表現のもとに、上掲の叙述につづいて、示している。

「そこで、このことの帰結としまして、理性の〔「理性」が「勧告」する・「自然」の〕一つの指示、あるいは、一つの・誰にでもあてはまる〔「自然」の〕指図〔〈根源的自然法〉〕は、各人ハ、平和ヲ確保スルコトガデキル見込みガアルアイダハ、平和 (Peace. L. pâx) ヲ得ヨウト努メナクテハナラナイ (ought to endeavour Peace. L. pâcem… quârendam esse. 「平和が…獲得されなくてはならない…」) ということでありますし、シカシ、各人が平和ヲ確保スルコトガデキナイ場合ニハ、アラユル軍事力ト戦争ノ利点〔「先制攻撃」(Chap. XIII. E. prg. 4., L. prg. 3.) 「実力ト奸計」(Chap. XIII. E. prg. 13., L.

prg. 11.)] トヲ追求シ利用スルコトヲ、許サレル、ということであります。この指図〔<根源的自然法>〕の・第一の部分は、第一の・基本となる・自然に基づく法 (the first, and Fundamental Law of Nature) を含んでおります。〔「第一の部分」から、「第一の・基本となる自然法」が、<帰結>する、の意〕。それ〔「第一の・基本となる自然法」〕は、平和ヲ追求セヨ、ソシテ、ドコマデモ平和ヲ追跡セヨ (seek Peace, and follow it. L. pâcem quâere et perséquere.), であります。〔この指図の〕第二の部分は、自然に基づく権利〔自然権〕の眼目であります。それは、私タチニデキル・アラユル手段ヲ使ッテ、私タチ自身ヲ防衛スルコト、であります」(Lev. Chap. XIV. E. L. prg. 4. E. p. 190 ; L. OL · III. p. 103)。

4) このようにして、「各人」を「平和」の<創出>という「行動」に向かわしめるのは、すでに見た「諸情念」であり、<二種類>の「欲求」(「欲望」)であるが、その「平和にとって適切な」<行動の仕方>である「平和ヲ追求セヨ、ソシテ、ドコマデモ平和ヲ追跡セヨ」という「指示」を「勧告」してくれる「理性」は、この「指示」・「指図」を、<原基的自然法>から<帰結>する<根源的自然法>のうちの・上見の部分から、<帰結>させて、「勧告」するのである。

それゆえ、この「第一の・基本となる自然法」は、根元にあっては、「自然」が「各人」に下している<第一の行動命令>(「自らの生命の保存を、力の及ぶ限り、はかれ」)と、<第二の行動命令>(「自らの生命の保存(すなわち「平和」)」に、(これを<追求し>、<どこまでも追跡する>という)手段を、適合させよ)とから、<帰結>するものである。

IV

1) さて、上記の「第一の・基本となる自然法」からさらに<帰結>する「第二の自然法」が、ひとしく、ある<内容>をもった<命令>・「指示」・「指図」として、告げられる。

「人間たちが、 平和を得るように努めよと命令されております (are commanded to endeavour Peace)・この・基本となる自然法から、 つぎの・第二の〔自然〕法が、 引き出されます。人間ハ誰シモ (a man. L. *ūnusquisque*. 「各人ハ」) ソノホカノ人間モマタ、 進ンデソノヨウニスル場合ニハ (when others are so too [=are willing to lay down this right to all things too. 「…モマタ、 進ンデ、 アラユル物ニタイスル・コノ権利〔自然権〕ヲ、 〔第三者ニ〕手渡ス場合ニハ」の意])。L. *cæteris idem facere paratis*. 「ホカノ人間モマタ、 同ジコトヲスルノヲ欲シテイル場合ニハ」), 自分デ考エテ、 自分自身ノ平和ト防衛トニトッテ必要不可欠デアル限り、 アノ・アラユル物ニタイスル権利〔自然権〕ヲ、 〔第三者ニ〕手渡セ (lay down. L. *dēcēdere…vellet*. 「譲渡スルコトヲ、 意志セヨ」)。スナワチ、 ワガ身ヲ左右スル自由ヲ、 ホカノ人間ニ認メタイト願ウ (…would allow other men. L. …*cæteris concēdi vellet*.) ノト同ジ程度ノ自由ヲ、 ホカノ人間ノ身ヲ左右スル上ニモツダケデ、 満足セヨ。なぜなら、 各人が、 上記の権利を、 すなわち、 自分が好むことならどのような事柄をでも行なう権利を、 握っていて手放さないあいだは、 そのあいだは、 あらゆる人間が、 戦争の身の上にあるからでありますし、 しかし、 自分がするのと同じように、 ほかの人間が自分の権利を〔第三者に〕手渡すことを意志することがなければ、 その場合には、 どのような人間にしましても、 自分の権利を自分から手放す理由はないからであります。といいますのは、 そのようなことをするのは、 自分自身を平和へ向けることであるよりは、 むしろ、 わが身を餌食にしてしまうことでありますし(なんびとにも、 わが身を餌食にする義務はないからであります)。…」 (Lev. Chap. XIV. E. L. prg. 5. E. p. 190 ; L. OL · III. p. 103)。

2) 「各人」が、「各物にたいして、 お互いの身体にたいしてさえ」もつ「あらゆる権利」が、 ないしは、「各物にたいする・各人の自然権」が、「つづいているあいだは」、 あるいは、「各人」が、「自分の好むことならどのような事柄をでも行なう権利」を、「握っていて手放さないあいだは」、「各人にたいす

る・各人の戦争」が持続する以上、「平和ヲ追求セヨ、 ドコマデモ平和ヲ追跡セヨ」と「命令」する「第一の自然法」から〈帰結〉する・この「第二の自然法」は、当然、〈根源的自然法〉のうち、「各人」にたいして、「自分の生命を破壊することになる事柄を、 行なうこと」を、ないしは、「自分の生命を保有する手段を減少させる事柄を、 行なうこと」を(とりもなおさず、「自然権」という「自由」を、あるいは〈絶対的恣意性〉を、〈行使〉すること)〈禁止している〉部分から、「理性」が〈帰結〉させたものであり、それゆえ、「人間誰シモ」(「各人」)が、〈同時に〉、各自のもつ「自然権」という「自由」、ないし、〈絶対的恣意性〉を、自らから〈除去〉せよ、とする内容の〈命令〉・「指示」・「指図」・「勧告」としての「自然法」であらざるをえない。

3) しかしながら、「各人」が、「各人」〈同時に〉、自らの「自然権」を、自らから〈除去〉せよ、という内容の・この「第二の自然法」は、「各人」の「自然権」が「つづいているあいだは」、「各人」は「非業の死」をまぬかれない、という事態を消滅させるものであるからには、「第二の自然法」は、〈根源的自然法〉から〈帰結〉するにとどまらず、さらに〈原基的自然法〉から〈帰結〉しているのである。

V

1) ところで、上見の「第二の自然法」を記す叙述中の“lay down”という語は、通常、「放棄する」と解釈されている。

だがしかし、「各人」が、自らのもっている「自然権」を、自らから〈除去〉することは、「自然権」を〈放棄〉することではない。

なぜなら、

a) まず、ホブズ自身、この語を、L. では“dēcēdere”(「他人に譲渡する」と表現し、また、“Lev.” Chap. XV. でこの「自然法」を再記する時には、E. で“transferre”(「移譲する」), L. で“rélinqui”. 「譲り渡される」としているからである。

b) つぎに、「自然権」を〈放棄〉することは、〈根源的自然法〉のうち、「自分の生命を破壊することになる事柄を、行なうこと」を〈禁止している〉部分によって、「禁止されている」からである。

この・「禁止されている」ことは、もとより、〈根源的自然法〉がそこから〈帰結〉する〈原基的自然法〉の視点からすれば、「自然権」の〈放棄〉は、「自然」の〈意志〉に〈反する〉こととして、「各人」にとって不可能である、ということにはかならない。

c) さらにまた、i) 「第二の自然法」は、第三者に「自然権」を〈手渡す〉ことが、「人間」「誰シモ」・「各人」によって、〈同時に〉行なわれるのでなくては、「平和」を〈創出〉する・「各人」の〈行動の仕方〉たりえないことを、意味している。

なぜなら、この〈同時性〉が存在しないのであれば、その場合には、先行する prg. 4. に、「シカシ、各人が平和ヲ確保スルコトガデキナイ場合ニハ、アラユル軍事力ト戦争ノ利点トヲ追求シ利用スルコトヲ許サレル」と記されている事態が成立するのであって、そして、それは、「自然権の眼目」として、「私タチニデキル・アラユル手段ヲ使ッテ、私タチ自身ヲ防衛スルコト」、とりもなおさず、「各人にたいする・各人の戦争」の継続であるからである。

なればこそ、ホブズは、「第二の自然法」の中に、「ホカノ人間モマタ、進ンデソノヨウニスル場合ニハ」という〈条件〉を付したのであり、かつ、重ねて、「しかし、自分がするのと同じように、ほかの人間が自分の権利を〔第三者に〕手渡すことを意志することができなければ、その場合には、どのような人間にしましても、自分の権利を自分から手放す理由はないからであります。といいますのは、そのようなことをするのは、自分自身を平和へ向けることであるよりは、むしろ、わが身を餌食にしてしまうことありますし（なんびとにも、わが身を餌食にする義務はないからであります）」と述べているのである。

ii) ところで、上記の・「自然権」の・第三者への〈手渡し〉の〈同時性〉、

ないし〈條件性〉（これのもつ意味については、次・第VI章に詳述する）のゆえに、上の〈手渡し〉は、後見のとおり、「人間」「誰シモ」、ないし「各人」（正しくは、「人間」・「各人」のうちの「多数者」）のあいだで相互に交される「契約」によってのみ、行なわれうる。

iii) そして、その「契約」によってのみ、「国家」が「産出」されるのである。

iv) それゆえ、「自然権」という「自由」の〈手渡し〉が、「自然権」の〈放棄〉であるのであれば、この〈手渡し〉を〈契約内容〉とする「契約」は、成立しないし、したがってまた、「国家」の「産出」（「平和」の〈創出〉）も、不可能となるからである。

以上の根拠によって、“lay down”を、〈放棄する〉と解することは、誤りである。

2) 相互の「契約」による)「自然権」の・第三者への〈手渡し〉によってこそ、「国家」の「産出」、「平和」の〈創出〉が可能であるとは、「各人にたいする・各人の戦争」の〈单一の・根本にある・共通の原因〉たる「自然権」こそ、却って、「平和」の〈創出〉、「国家」の「産出」を成就するものである、ということを意味するものであり、そして、かかる《弁証法的運動》は、〈原基的自然法〉によって生ずる、ということは、すでに、本・第IV章。I, 3)に述べた。

(第V章、終り)

第VI章

本章の主題は、以下のところにある。

本稿・第I部・第I章。23) (『経済と経営』。17—1.), ならびに、第I部・第III章 (つづき)。II — A, 9), b) (『経済と経営』。17—4.), 本稿・前出・第IV章。I, 4), 5), その他に述べたとおり、ホブズにあっては、「平和」の〈内容〉は〈二つ〉であり、そのことは、とりもなおさず、「産出」されるべき「国家」の〈目的群〉が〈二つ〉であることであるが、「国家」の〈第一次目的群〉は、自らの成員を、「外敵の侵略」と「相互の侵害」とから、「防衛」する「力量」をもつことができる、というところにあるのであった。

かかる〈第一目的群〉をもつ「国家」の「産出」を「各人」が行なう〈行動の仕方〉として「理性」が「勧告」する「指示」のうち、根幹となるものが、「第二の自然法」であり、それは、すなわち、「人間」「誰シモ」(「各人」)が、〈同時に〉、自らのもつ「自然権」という「自由」を、第三者に「手渡セ」(「譲渡」せよ)，とする内容の・「理性」の「命令」であった。

ところで、ホブズは、かかる「第二の自然法」の意味を、つぎのところにおいでいる。

まず、「各人」の・「自然権」という「自由」、ないし「各人」の〈絶対的恣意性〉が、「各人にたいする・各人の戦争」の〈单一の・根本にある・共通の原因〉であるのは、「自然権」という「自由」、ないし〈絶対的恣意性〉が、「人間と人間とのあいだを引き裂き (dissociate)，そして、人間たちを、互いに侵略する (to invade) に向いたものにし、また、互いに殺し合いをする (to destroy) に向いたものにする」(Lev. Chap. XIII. E. prg. 10.p. 186 ; L. prg. 8. OL · III. p. 109.) ことに、一言でいえば、それらが「各人」を〈反社会的〉ならしめることに、よる。

これにひきかえ、「第二の自然法」が、上述のように、「平和」の〈内容〉の〈一つ〉を成就する「指示」たりうるのは、この「第二の自然法」が、「各人」に〈社会性〉（人間と人間との・平等な立場での融合）を、「命令」していることに、よるのである。――

本章の主題は、「第二の自然法」が「命令」する〈社会性〉を、その根底にある〈論理〉において分析するところにある。

そして、この点を分析することは、“Lev.” の次・Chap. XV. Of other Laws of Nature (第十五章。そのほかの・自然に基づく諸法〔諸自然法〕について) にあげられる・計十七の「自然法」が、「平和」の〈内容〉の〈いま一つのもの〉、すなわち、「人民」・「市民」の〈生活の必需物・便宜物〉の〈労働による・豊饒な生産〉と〈豊饒な享受〉とが確保される場としての「市民社会」(〈資本制社会〉) を「国家」の内部に成立させる〈社会性〉についての・「理性」の「指示」・「命令」である、ということを、知る手掛りとなるもの、と考える。

I

1) 本稿・前・第V章。IV, 1) に見たとおり、「第二の自然法」を、ホブズは、つぎのように、〈言いかえ〉ていた。

「スナワチ、ワガ身ヲ左右スル自由ヲ、ホカノ人間ニ認メタイト願ウノト同ジ程度ノ自由ヲ、ホカノ人間ノ身ヲ左右スル上ニモツダケテ、満足セヨ」。

2) この〈言いかえ〉は、「第二の自然法」の言いかえである以上、当然、後者の〈意味〉を告げているものであるが、しかしあた、「第二の自然法」が立脚している〈論理〉をも語っているのである。

3) そこで、まず、この〈言いかえ〉から、「第二の自然法」の意味を知るところから、始めよう。

- a) いやしくも「自然権」という「自由」をもつ「人間」が、〈ワガ身ヲ左右スル自由ヲ、ホカノ人間ニ認メル〉ことは、〈ありえない〉。
- b) ということは、「人間」がこの「自由」を〈ホカノ人間ニ認メル〉「程度」は、〈ゼロ〉であることである。
- c) それゆえ、かく「願ウノト同ジ程度ノ自由」とは、〈ゼロ〉の「程度」の「自由」のことにはかならない。
- d) したがって、〈ゼロ〉の「程度」の「自由」を、「ホカノ人間ノ身ヲ左右スル上ニモツダケデ、満足セヨ」という「命令」は、「人間」は、「ホカノ人間ノ身ヲ左右スル」・自らの「自由」を、〈〈ゼロ〉ニセヨ〉、とする「命令」であり、あるいは、自らは、かかる「自由」を〈モッテハナラナイ〉という「命令」である。
- e) 「第二の自然法」の意味は、以上のところにある。

II

つぎに、この〈言いかえ〉は、また、ある〈論理〉をも、含んでいる。

- a) その〈論理〉は、まず、——「人間」は、〈自ら〉が〈ワガ身ヲ左右スル自由ヲ、ホカノ人間ニ認メナイ〉、という〈条件〉が存在するからこそ、〈自ら〉も、〈ホカノ人間ノ身ヲ左右スル自由ヲ、モッテハナラナイ〉——という要素をもつ。
- b) そして、この〈条件〉（すなわち〈ワガ身ヲ左右スル自由ヲ、ホカノ人間ニ認メナイ〉）と、〈ホカノ人間ノ身ヲ左右スル自由ヲ、モタナイ〉とは、〈同じ事柄〉である。
- c) してみると、（〈自ら〉が）〈自ラノ身ヲ左右スル自由ヲ、ホカノ人間ニ認メナイ〉という〈条件〉が存在する時には、（〈自ら〉も）〈ホカノ人間ノ身ヲ左右スル自由ヲ、モッテハナラナイ〉、という「命令」は、上記の〈条件〉が、〈自ら〉を、その〈条件〉と〈同じ事柄〉へ〈拘束する〉ことを生み出す、ということにはかならないのである。

d) さらにまた、〈ワガ身ヲ左右スル自由ヲ、ホカノ人間ニ認メナイ〉ことが、通常の〈條件〉にすぎないのであれば、この〈條件〉が存在しない場合には、「ホカノ人間ノ身ヲ左右スル」「自由」を、〈モッテハナラナイ〉という「命令」は、成立しえない。

これが成立しえないことは、この〈言いかえ〉がその〈意味〉を告げている「第二の自然法」もまた、成立しえないことである。

なぜなら、上の〈條件〉が存在しない場合には、「各人」がもつのは、前・*prg. 4.*に言われた「自然権の眼目」にほかならないからである。

e) それゆえ、「人間」が〈ワガ身ヲ左右スル自由ヲ、ホカノ人間ニ認メナイ〉ことは、通常の〈條件〉ではなく、前述・c) のとおり、〈…認メナイ〉ことを〈條件〉に、〈ホカノ人間ノ身ヲ左右スル自由ヲ、モッテハナラナイ〉という〈自己拘束〉、すなわち、あの〈條件〉と〈同じ事柄〉にたいして〈自己を拘束する〉ことを生むところの〈條件〉である。

f) しかも、この〈條件性〉と〈自己拘束性〉とは、「人間」「誰シモ」・「各人」のあいだにあって〈相互的〉でなくてはならぬ。

なぜなら。この〈相互性〉がなくては、〈條件性〉と〈自己拘束性〉とは、「人間」「誰シモ」・「各人」を蔽う〈普遍性〉をもちえない。

しかし、この〈普遍性〉なくしては、「第二の自然法」は、「平和」の〈創出〉の〈行動の仕方〉を「各人」に「指示」する「命令」たりえず、「各人」は、依然として、本・II・前出・b) に述べたように、「自然権の眼目」の中にとどまることになるからである。

g) 以上のようにして、上の〈言いかえ〉が語っている〈論理〉は、——〈ワガ身ヲ左右スル自由ヲ、ホカノ人間ニ認メナイ〉という〈條件性〉が、〈ホカノ人間ノ身ヲ左右スル自由ヲ、モッテハナラナイ〉という・〈條件〉と〈同じ事柄〉への〈自己拘束〉を生み、そして、この〈條件〉と〈自己拘束〉とが、「人間」「誰シモ」のあいだにあって〈相互的〉である——ということである。

III

ところで、「第二の自然法」が、前見のように〈言いかえ〉られたのは、「第二の自然法」そのものもまた、上述の〈論理〉に基づくものであることを、示唆している。

すなわち、

a) 「第二の自然法」は、再記すれば、「人間ハ、誰シモ、ソノホカノ人間モマタ、進ンデソノヨウニスル場合ニハ〔L. ホカノ人間モマタ、同ジコトヲスルノヲ欲シテイル場合ニハ〕、自分デ考エテ、自分自身ノ平和ト防衛トニトッテ必要不可欠デアル限り、アノ・アラユル物ニタイスル権利〔自然権〕ヲ、〔第三者ニ〕手渡セ」であるが、「ソノホカノ人間モマタ、進ンデソノヨウニスル場合ニハ」という文言もまた、通常の〈條件〉を意味するものでは、ない。

なぜなら、もし、これが通常の〈條件〉を意味するとすれば、前・II、b) をくりかえすことになるが、この〈條件〉が存在しない場合、「人間ハ、誰シモ」、前・prg. 4. に言われた「自然権の眼目」の中に留まりつづけるのであって、「第二の自然法」は無意味となるからである。

b) それゆえ、この「…スル場合ニハ」という〈條件〉は、「ソノホカノ人間モマタ」、「進シテ」「自然権」を第三者に〈手渡す〉、あるいは、それを「欲シテイル」、という・この〈條件〉が存在すればこそ、「人間ハ、誰シモ」、自らの「自然権」という「自由」を、第三者に〈手渡す〉ことへ向かって、すなわち、上の〈條件〉と〈同じ事柄〉へ向かって、〈自己を拘束する〉、という意味の〈條件〉である。

c) しかも、上の〈條件性〉と〈自己拘束性〉とが、「各人」・「人間」「誰シモ」のあいだにあって〈相互性〉をもつことによってこそ、「第二の自然法」は、成立する。

d) こうして、あの〈條件性〉が、第三者に「自然権」を〈手渡す〉とい

う・〈條件〉と〈同じ事柄〉への〈自己拘束性〉を、「各人」のあいだに〈相互的に〉生み出す、という〈論理〉に、「第二の自然法」は立脚しているのである。

e) そして、であればこそ、「第二の自然法」は、「人間」「誰シモ」にたいする「命令」でありうるのであり、すなわち、「各人」による・自らの「自然権」という「自由」の・第三者への〈手渡し〉を、「平和」の〈創出〉の、ないし「国家」の「産出」の、〈行動の仕方〉として、「各人」に「指示」・「勧告」する「命令」たりうるのである。

f) そして、本稿・前・第V章に、「第二の自然法」は、「人間」「誰シモ」・「各人」が、自らの「自然権」を、第三者に、〈同時に〉、〈手渡す〉ことを「命令」している、と述べた・その〈同時性〉は、実は、前見の・〈條件性〉と〈自己拘束性〉と〈相互性〉との・三つの要素からなる〈論理〉に、吸収されるのである。

IV

a) i) ところで、前・第V章。V, 1), c), ii) に述べたように、「人間」「誰シモ」・「各人」(むしろ、「各人」のうちの「多数者」)が、自らの「自然権」という「自由」を第三者に〈手渡す〉こと、すなわち、「国家」を「産出」する・「各人」の〈行動の仕方〉を、「指示」・「命令」している「第二の自然法」に〈したがうこと〉は、「各人」(ないし「多数者」)が交し合う「契約」によってのみ、行なわれうるのである。

ii) しかるに、本・第VI章。前・III, d) で知ったのは、「第二の自然法」は、そこに記した〈論理〉に立脚している、ということである。

iii) あるとすれば、上記「契約」そのものが、この〈論理〉を、表現しているのでなくてはならない。

(その解釈は、本稿・次・第VII章において、“EoL.” Pt. I. Chap. 19. §§. 4, 6, 7, 10, ならびに, “DC.”Cáp. V. §§. 5, 6, 7, 8, での・「契約」をめぐる・ホブ

ズの立論によって、立証されることになる)。

b) そして、かかる「契約」は、前述・a), i) のとおり、「各人」(ないし「多数者」)が、「自然権」という「自由」を第三者に〈手渡す〉ことを「命令」する「第二の自然法」に〈したがうこと〉を、意味しているものであった。

であればこそ、この「契約」によって「自然権」の第三者への〈手渡し〉が行なわれる時、「多数者」は、もはや、「自分自身の生命の保存」についてのみでなく、〈同時に〉〈相互に〉、他の「各人」の「生命の保存」についてもまた、〈原基的自然法〉に〈したがう〉のである。

c) ホブズが、上記「契約」の〈内容〉(「自然権」の・第三者への〈手渡し〉)について、それは、第三者が「人間たちの意志すべてを、…ただ一つの意志に帰一させる(reduce all their Wills, …, unto one Will. L. … voluntātēs ómnium ad unicam [voluntātem] redūcantur.)「すべての人間たちの意志が、ただ一つの意志に帰一せしめられる…」ためである…」と述べている(Lev. Chap. XVII. E. L. prg. 17. E. p. 227; L. OL · III. p. 130)・その・「ただ一つの意志」への「帰一」とは、上記・b) の事柄を意味しているものである。

なぜなら、「各人」の「意志」は、「自然権」の〈構成要素〉としては、「各人」の「自分自身の生命の保存」のみを対象とするものにすぎないが、「各人」が「契約」によって「自然権」を自らから〈除去〉することを通じて、「各人」の・そうした「意志」が「帰一」した「ただ一つの意志」とは、「各人」が〈同時に〉〈相互に〉他の「各人」の「生命の保存」を、「意志」の対象とすることであるからである。

V

1) さて、前述・II, III, IVに述べた〈論理〉をまさに証言しているのが、「第二の自然法」とそれの〈言いかえ〉とを語っている・“Lev.” Chap. XIV. E. L. prg. 5. の最後の箇所に記されている・つぎの文言である。

「上記〔の「第二の自然法」〕は、福音の・あの掟て (that Law of Gospel) であるのです。汝ガ、自分ノ身ニタイシテホカノ人間ガ行ナッテホシト願ウ事柄ハ、タトエナニゴトデアレ、ソノ事柄ヲ、汝ガホカノ人間ノ身ニタイシテ行ナウガイイ。そしてまた、あの万民法 (that Law of all men) であるのです。汝ガワガ身ニタイシテ行ナワレタクナイト願ウ事柄ヲ、汝ハホカノ人間ノ身ニタイシテ行ナッテハナラナイ」(Chap. XIV. E. L. prg. 5. E. p. 190 ; OL · III. p. 103)。

(上述の「福音の掟て」とは、“EoL.” Pt. I. Chap. 18. §. 9. にしたがえば、『マタイによる福音書』第7章・第12句であって、ホブズが記しているE. 訳によれば，“Whosoever therefore you would have men do unto you, that do you unto them : …”(「ソレユエ、汝ガ汝ノ身ニタイシテ人々ニ行ナワセタイト願ウ事柄ハ、タトエイカナル事柄デアレ、汝ハ、ソノ事柄ヲ人々ノ身ニタイシテ行ナウガイイ」。“Πάντα οὖν ὄσα εἰς θέλητε ἵνα ποιῶσιν ὑμῖν οἱ ἀνθρώποι, οὕτως καὶ ὑμεῖς ποιεῖτε αὐτοῖς。”「ソレユエ、汝ガ汝ノ身ニタイシテ人々ガ行ナッテホシト願ウ事柄ハ、コトゴトク、汝モマタ、人々ノ身ニタイシテ、ソノトオリニ行ナウガイイ」(„Das Neue Testament in Griechischen und Lateinisch“. 27. bis 36. Tausend der 22. Auflage, 1963 / 1969. Württembergische Bibelanstalt. SS. 15–16)。

a) すなわち、〈汝ガ…自分ノ身ニタイシテホカノ人間ガ行ナッテホシト願ウ事柄…ヲ、汝ガホカノ人間ノ身ニタイシテ行ナエ…〉という「命令」は、〈汝ガ…ト願ウ事柄〉という〈条件〉から、その〈条件〉と〈同じ事柄〉、すなわち 〈…ト願ウ事柄ヲ、ホカノ人間ノ身ニタイシテ行ナウ〉こと、にたいする「汝」の〈自己拘束〉が生まれ、そして、その〈条件〉と〈自己拘束〉とが、〈すべての汝〉、ないし 〈すべての人間〉のあいだに 〈相互的に〉成立する、という〈論理〉に基づいているのである。

b) また、〈…ワガ身ニタイシテ行ナワレタクナイト願ウ事柄ヲ、…ホカノ人間ノ身ニタイシテ行ナッテハナラヌ〉という「命令」も、〈ワガ身ニタイシ

テ行ナワレタクナイト願ウ事柄〉という〈條件〉が、この〈條件〉と〈同じ事柄〉、すなわち「…タクナイト願ウ事柄ヲ、ホカノ人間ノ身ニタイシテ行ナワナイ」こと、にたいする「汝」の〈自己拘束〉を生じさせ、そして、この両者が、〈すべての汝〉、〈すべての人間〉のあいだに〈相互的に〉成り立つ、とする〈論理〉を示しているのである。

2) おなじようにして、「各人」が、自らの「自然権」という「自由」、ないし〈絶対的恣意性〉を、「第二の自然法」という「命令」・「指示」に〈したがって〉、第三者に「手渡」し、すなわち、自らから〈除去〉することは、

a) 一つには、「各人」が、〈原基的自然法〉に〈したがって〉、「自分自身の生命の保存」を〈ワガ身ニタイシテホカノ人間ガ行ナッテホシト願ウ事柄〉として「欲求」し〈意志〉する、という〈條件〉があり、その〈條件〉が、それと〈同じ事柄〉、すなわち、〈…ト願ウ事柄〉を〈ホカノ人間ノ身ニタイシテ行ナウ〉ということ、にたいする・「各人」の〈自己拘束〉を生み、この〈條件〉と〈自己拘束〉とが、〈すべて〉の「各人」(ないし「多数者」)のあいだで〈相互的に〉成り立つ、という〈論理〉に基づいているのであり、

b) 二つには、「各人」が〈原基的自然法〉に〈反する〉事柄として〈欲求せず〉、〈意志しない〉もの、すなわち、〈ワガ身ニタイシテ行ナワレタクナイト願ウ事柄〉である、という〈條件〉が存在し、その〈條件〉が、それと〈同じ事柄〉、すなわち、〈…行ナワレタクナイト願ウ事柄〉を〈ホカノ人間ノ身ニタイシテ行ナワナイ〉ことにたいする・「各人」の〈自己拘束〉を基礎づけ、この両者が、〈各人すべて〉のあいだに〈相互的に〉成立する、という〈論理〉に立っているのである。

VI

1) ところで、上見の〈論理〉は、〈人間と人間とが、平等の立場にあって、融合すること〉を、意味するものである。

a) なぜなら、〈條件性〉と〈自己拘束性〉の中には、〈意志し願う事柄〉

という〈條件〉と〈同じ事柄〉は、これを〈行ナウ〉、〈意志せず願わない事柄〉という〈條件〉と〈同じ事柄〉は、これを〈行ナワナイ〉、という要素があるのであって、この要素が、〈人間と人間と〉を、〈平等の立場〉におくものであり、

b) さらに、〈あらゆる人間〉のあいだでの・上の両要素の〈相互性〉は、〈人間と人間と〉の〈融合〉を、意味する以外のものではないからである。

2) そして、一般に、〈人間と人間と〉が、平等の立場にあって、融合することが、〈社会性〉(sociability. 原意は、〈互イニ仲間ニナルコトガデキルコト〉、ないしは、〈…ナル力〉)である。

3) それゆえ、〈社会性〉は、前見の〈論理〉を根源とするものである。

逆に言えば、〈自ら〉が「自分自身の生命の保存」を〈欲求し意志する〉という〈條件〉が、〈原基的自然法〉に〈自ら〉が〈したがうこと〉として存在する以上、その〈條件〉は、それと〈同じ事柄〉、すなわち〈ほかの人間〉に〈自分自身の生命を保存させる〉ことへ向かって、〈自らを拘束する〉ことを生むのであり、そして、上の〈條件性〉と〈自己拘束性〉とが、〈自ら〉と〈すべての・ほかの人間〉とのあいだにあって〈相互性〉をもつ、という〈論理〉が、〈あらゆる人間〉を〈社会的〉ならしめ、〈平等な立場にあって融合させる〉のであり、そしてまた、〈自ら〉が、〈原基的自然法〉に〈反する〉事柄、すなわち「自分の自身の生命の保存」を〈傷ける〉事柄を〈嫌悪し、意志しない〉という〈條件〉が存在する以上、その〈條件〉は、それと〈同じ事柄〉たる・〈ほかの人間〉の「生命の保存」を〈傷けないこと〉へ向かって、〈自らを拘束する〉ことを生じさせるのであり、そして、上の〈條件性〉と〈自己拘束性〉とが、〈自ら〉と〈すべての・ほかの人間〉とのあいだにあって〈相互性〉をもつ、という〈論理〉が、やはり、〈あらゆる人間〉を〈社会的〉たらしめ、すなわち〈平等な立場にあって融合させる〉のである。

4) したがって、「国家」の「産出」、すなわち、本・第VI章。IV, c) に見た・「人間たちの意志すべて」が「ただ一つの意志に、帰一」すること、な

いしは、「各人（あるいは「多数者」）のすべてが、たった一つの人格となる・真実の融合（*a reall Unitie of them all, in one and the same Person.* L. “*in persōnam unam vēra omnium ūnio.*”「すべての人間がたった一つの人格となる・真実の融合」）としての・「国家」の「産出」（*Lev. Pt. II. OF COMMON-WEALTH. Chap. XVII. E. L. prg. 13. E. 227 ; OL · III. p. 131*）は、「第二の自然法」が立脚する・前見の〈論理〉と、その〈論理〉が意味する〈社会性〉（と、同じ〈論理〉を表現している「契約」）とに、担われるものである。

VII

本稿・前・第V章。I, 3) に述べたとおり、「各人」が、自らの「自然権」という「自由」ないし〈絶対的恣意性〉を、自らから〈除去〉するのは、それらが、〈原基的自然法〉から〈帰結〉しているにも拘らず、〈原基的自然法〉に《矛盾》するに至るからであった。

とすれば、「第二の自然法」が語る・上見の〈論理〉を根源にもつ〈社会性〉が、「国家」がその〈第一目的群〉を成就する「力量」を生み、すなわち、前出·IV, c) に見たように、「各人」を〈同時に〉、〈相互に〉、他の「各人」の「生命の保存」について、ひたすら〈原基的自然法〉に、すなわち、「自然」が下す〈行動命令〉に、〈したがわしめる〉ことは、〈社会性〉が、〈必然に〉、「最高によいもの」であることを、立証するものにはかならない。（この点については、本稿・第I部・第III章（つづき）。II —— A, 9), b), ト)（『経済と経営』。17—4.) を、参照戴きたい）。

VIII

本稿・第I部・第I章。21)（『経済と経営』。17—1.) に見たように、「国家」の・〈二つ〉の〈目的群〉と、「Soveraign」の「責務」の・〈二つ〉の〈内容群〉と、「人民ノ福祉」の・〈二つ〉の〈内容群〉と、「平和」の・〈二つ〉の〈内容群〉とは、互いに相等しいものであった。

そして、「平和」は、「よいもの」であり、〈社会性〉と、それを「指示」し「命令」する「諸自然法」とは、「平和への道、あるいは、平和への手段」と言われる (Lev. Chap. XV. E. prg. 39, p. 216 ; L. prg. 36. OL · III. p. 122)。

それゆえにこそ、「最高によいもの」の一群としての・かかる〈社会性〉を「勧告」する「諸自然法」についての「真実の理論こそ、真実の道徳哲学」であるとされるのである (loc. cit.)。(この点については、本稿・第I部・第III章。(つづき)。9), d) (『経済と経営』。17—4.) を、参照戴きたい)。

IX

そして、予め言えば、"Lev," Chap. XV. にあって、計十七の「自然法」が「命令」する〈社会性〉は、「各人」の「生命の保存」以外のもの、すなわち、「平和」の〈内容群〉の〈他の一つ〉であり、「国家」の〈第二目的群〉として〈第一目的群〉を〈手段〉とする・「人民」・「市民」の〈生活の必需物・便宜物〉の〈労働による・豊饒な生産〉と〈豊饒な享受〉(それらもまた、〈原基的自然法〉の帰結である)を生み出す〈人間と人間との・平等な立場における融合〉を、言いかえれば、「市民社会」を成立せしめる〈社会性〉を、意味するものである。

(第VI章、終り)